

サービス付き高齢者向け住宅の必須サービスの基準見直し(共同省令の改正)について

現行基準の問題点

状況把握サービス・生活相談サービスを提供する者は「原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐」と規定されているため、

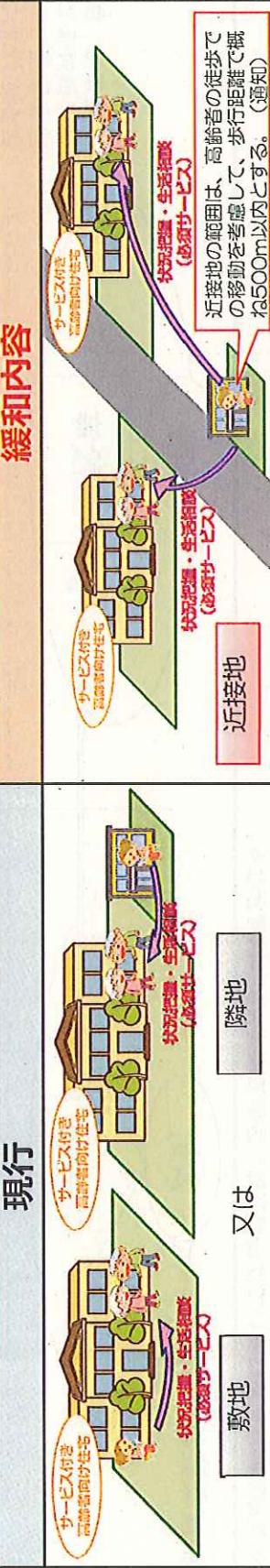
- ① 敷地又は当該敷地に隣接する土地において、**常駐する場所が確保できない空家等の活用が困難。**
- ② 具体に求められるサービス内容が明記されていないことから、**サービス提供の形骸化が懸念。**

省令改正の概要

① サービス提供者の常駐場所の緩和

(「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(H26.12.27閣議決定)への対応)

○敷地又は隣地に加えて、**近接地への常駐を許容する。**



空家を活用した分散型サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

※分散型サービス付き高齢者向け住宅においても、登録は建築物ごとになる。

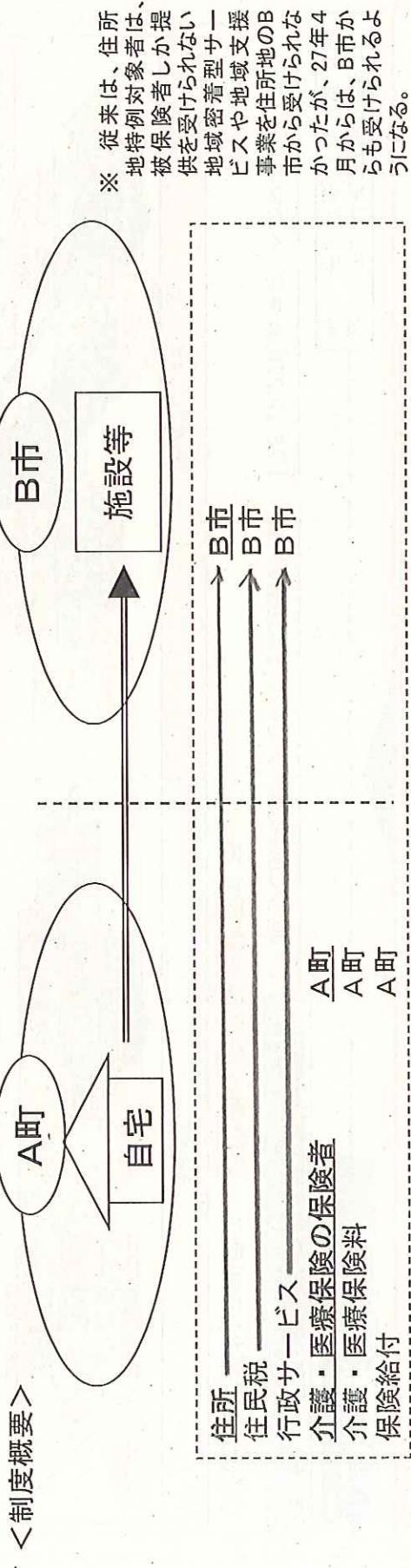
② 状況把握サービスの内容の明確化

適切な方法は、居住部分への訪問、電話、居室内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法とする。(通知)

○毎日1回以上、各居住部分への訪問その他の適切な方法により状況把握サービスを提供することを求める。
(近接地)に常駐する場合において、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があつたときは、訪問に限る。)

介護保険・医療保険の住所地特例

- 介護保険・医療保険（国保・後期高齢者医療）においては、住所地の市町村が保険者となるのが原則だが、介護保険施設等の所在する市町村の財政に配慮するため、特例として、介護保険施設等に入所するため、被保険者とされる市町村の住所地特例を設けている。
 - 施設等の所在する市町村の負担を考慮するとともに、その他の有料老人ホームとの均衡を踏まえ、27年4月より、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（全サ高住の95%程度）についても、住所地特例の対象に加えられる（医療介護総合確保法）。これにより、健康時に住所地特例対象のサ高住に移住し、そのまま継続してサ高住に住み続ける場合も、住所地特例が適用されることになった。
- ※サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）：一定の床面積の個室やバリアフリー構造等を有し、少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供する住宅
- ※有料老人ホーム：食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設
- ※後期高齢者医療においては後期高齢者医療広域連合が保険者となる。



＜改正前の対象施設等＞

- (1) 介護保険3施設（特養、老人保健施設、介護療養型医療施設）
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）
- ・有料老人ホーム

※特定施設入居者生活介護の指定（＊）を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅は対象外。

- ・**軽費老人ホーム** *介護給付を受けて、一定の基準を満たした施設で入居者に介護等のサービスを提供する場合
- ・**養護老人ホーム**

注：医療保険の場合は、上記に加え、病院、診療所等も対象となる。

この除外規定が見直され、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（全サ高住の95%程度）が住所地特例の対象とされた（平成27年4月より）